

～都市公園内行為／占用の使用許可が必要なケースについて～

目的	具体的な使用例	申請について
日常的な使用	・散歩、ジョギング、子供たちの遊びなど	申請は必要ありません。 ▼お互いに譲り合いながら公園を使用してください。 ただし、独占して使用する場合には「都市公園内行為許可申請」が必要です。下記連絡先へご相談ください。
特別な使用	・遠足などの教育施設等の行事 ・グラウンドゴルフ等のスポーツ競技の練習や大会 ・お祭りやイベント、それらに付随する出店など ・商業目的等の撮影行為 ・その他独占して使用する場合	申請の必要があります。 ▼「都市公園内行為許可申請」が必要です。 下記連絡先へご相談ください。
特別な使用 (工作物の設置)	・上下水道、電柱、ガス管、倉庫、看板などの工作物の設置、 また、それらの施工の為に公園内を占用する場合	申請の必要があります。 ▼「都市公園内占用許可申請」が必要です。 下記連絡先へご相談ください。

<連絡先> 八代市役所 都市整備課公園緑地係 (本庁5階) TEL: 0965-33-4123  
鏡支所 産業建設課 (鏡支所2階) TEL: 0965-52-7820  
千丁支所 産業建設課 (千丁支所1階) TEL: 0965-46-1104

受付時間: 午前8時30分～午後5時15分 (土日祝祭日は除く)